

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により同項の規定を実施するため、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 11 号のうち、ひらめ底刺網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 1 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業者 の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
ひらめ底 刺網漁業	4 名	別記のと おり	11 月 1 日から 翌年 3 月 20 日 まで	京都府舞鶴市字小橋、字三浜 に住所を有する者

別記

次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 成生岬灯台から真方位 266 度 5,300 メートルの点

（北緯 35 度 35 分 54 秒、東経 135 度 24 分 15 秒の点）

イ点 成生岬灯台から真方位 316 度 6,000 メートルの点

（北緯 35 度 38 分 28 秒、東経 135 度 24 分 58 秒の点）

ウ点 成生岬灯台から真方位 16 度 8,100 メートルの点

（北緯 35 度 40 分 20 秒、東経 135 度 29 分 12 秒の点）

エ点 成生岬灯台から真方位 30 度 4,500 メートルの点

（北緯 35 度 38 分 14 秒、東経 135 度 29 分 12 秒の点）

〔緯度・経度表記は世界測地系による〕

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

3 備考

（1）許可の有効期間

この許可の有効期間は令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日までとする。

（2）許可又は起業の認可に付する条件

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件（別紙）を付すことがある。

別紙

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件

条 件	(1) 他種漁業の妨害をしてはならない。 (2) 刺網 1 連ごとの両端に、夜間にあつては標識灯火を、昼間にあつては赤色標旗を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。 (3) 刺網の連数は 2 連以内で、その総長は、1,000 メートル以内でなければならない。 (4) 網の目合いは 12 センチメートル以上、網丈（高さ）は 3.6 メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。
-----	--